

## 第24号議案

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

品川区長 濱 野 健

品川区法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

品川区法定外公共物管理条例（平成22年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「600円」を「720円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の品川区法定外公共物管理条例の規定により、既に徴収するものとされている占用料については、当該占用に係る期間中は、なお従前の例による。

（説明）法定外公共物の占用料の額を改定する必要がある。